

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 医療費通知について ■

◆ 医療費通知の発行を希望される方へ ◆

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、ご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は3月（平成23年7～12月の医療費が対象）に行います。

☆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください ☆

医療費通知の発行をご希望の方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または役場福祉保健課医療給付係へご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続きできます）

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。 ※医療費通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）
福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除制度のお知らせ

免除の申請をされる方は、印鑑、障害者手帳を持って役場福祉保健課までお越しください。

	全 額 免 除	半 額 免 除
身体障がい者	身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている	世帯主が受信契約者で、身体障害者手帳が以下の等級の方 ●視覚・聴覚障がい～全員 ●その他の障がい～1級または2級
知的障がい者	療育手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている	世帯主が受信契約者で、療育手帳（A判定）を持っている方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯の全員が町民税非課税となっている	世帯主が受信契約者で、精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級）を持っている方
その他の方	○生活保護を受けている方 ○「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付を受けている方	世帯主が受信契約者で、戦傷病者手帳（障がい程度が特別項症から第一款症）を持っている方

○ 問合せ 役場福祉保健課（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）
NHK北見放送局（☎ 23-4184 北見市北斗町）

2月16日から所得税の確定申告

平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが2月16日(木)から始まります。（還付申告の受け付けは、1月4日(水)から）

贈与税の申告の受け付けは、2月1日(水)から始まります。

所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは3月15日(木)まで、消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談および申告書の受け付けは4月2日(月)までです。

申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で作成し、

早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

- 申告時に必要なもの 源泉徴収票、前年中（平成23年1月1日～12月31日）に支払った国民健康保険税・介護保険・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの
- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門（☎ 23-7151）

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
電子申告・納税システム e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

戸籍・住民窓口での本人確認にご協力ください

町民の皆さんの個人情報の保護や虚偽の届け出を防止するため、法律に基づき平成20年5月から戸籍や住民登録関係の役場窓口での本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

■ 届け出や証明申請をする場合に、届け出(申請)者の本人確認ができるものの提示が必要です ■

【本人確認の対象となる届け出と証明】

- <届け出> ○住民異動届
転入・転出・転居・世帯変更
○戸籍届
婚姻・養子縁組・認知・離婚など
- <証 明> ○住民票の写し・記載事項証明書・戸籍の附票
○戸籍・除籍謄抄本
○身分証明
○印鑑登録証明など

【本人確認をするため次のものを提示してください】

顔写真付きの公的な証明書

- ・運転免許証・パスポート
 - ・障害者手帳・住民基本台帳カード
- などから1点を提示

または

その他の証明書など

- ・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証
 - ・年金証書(年金手帳)・社員証・学生証
- などから2点を提示

■ 戸籍謄抄本を交付請求できる方が限定されています ■

- 戸籍に記載のある方とその配偶者
 - 戸籍に記載のある方の直系尊属（親・祖父母など）および直系卑属（子・孫など）
- ※戸籍が別になっている兄弟姉妹や叔父、叔母などは、直系尊属や直系卑属ではないため、戸籍に記載のある方の委任状が必要です。戸籍に記載のある方と交付申請者の続柄を明らかにするため、書面を求められることがあります。

■ 役場の開庁時間内に来ることができないときは ■

- 住民票～事前に電話をいただくことで夜間や休日に交付する「予約発行」を行っています。
- 戸籍謄抄本～郵送による交付申請（および交付）を受け付けています。

■ 問合せ 町民課戸籍年金係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）